

【ごみステーションの利用に関するルール】

- ごみステーションは地域住民からの申請により設置し、利用者が共同管理しているものです。
- 引越し等で新規の利用希望者は、ごみステーションの管理者に許可を得てから利用してください。
- 地域で決められたごみステーション以外の場所に出さないでください。
- ごみステーションの新設、移動、廃止は環境課へ事前の申請が必要です。
- ごみステーションから不燃ごみ及び資源ごみを持ち去る行為はやめましょう。

※持ち去り行為は『伊東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』により20万円以下の罰金に処せられることがあります。

生ごみ処理容器等で生ごみの減量を

もえるごみの中で最も多いのが台所から出る「生ごみ」です。市では、ごみ減量化の一環として、コンポスト容器、電動式生ごみ処理容器等の購入費用の補助を行っています。

- 伊東市に住民登録がある方
- 容器等の設置できる土地を使用できる方
- 堆肥化された生ごみを自己処理できる方
- 市税等の滞納がない方
- 市内店舗で購入したコンポスト容器の購入費の $\frac{1}{2}$ 限度額1台につき4,000円(100円未満切り捨て)1世帯2台まで申請できます
- 市内店舗で購入した電動式生ごみ処理機の購入費の $\frac{1}{2}$ 限度額30,000円(100円未満切り捨て)1世帯1台まで申請できます
- 下水道に直接生ごみを排出するシンク備え付けのディスポーザーは、補助の対象になりません
- その他詳細については、お問い合わせください



補助を受けるためには…

購入前に「生ごみ処理容器等の設置費補助金交付申請書」を提出してください。
補助金交付決定前に購入した場合は補助を受けられません。

【お問い合わせ先】伊東市 環境課 美化推進係 ☎0557(32)1371

高齢者等ごみ出し支援事業 ふれあい収集

ご家族や近所の方などのお手伝いもなく、ごみステーションまでごみを出すことが困難な世帯を市収集職員が週1回訪問して、収集します。

※粗大ごみ、処理困難物(17ページ参照)を除く

希望者に声掛け(安否確認)を行います。

《主な条件》

- 要介護認定2～5を受けている方
- 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- 療育手帳Aの交付を受けている方

※申請を希望する方の世帯全員が上記の条件に該当する必要があります。その他詳細については、お問い合わせください。

※条件に該当しない方で、どうしてもお困りの方は別途ご相談ください。

【お問い合わせ先】伊東市 環境課 美化推進係 清掃車庫
☎0557(37)2865・(32)1371